

令和 7 年度

第 1 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 8 年 2 月 2 7 日 (金)

上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

令和7年度第11回第一農地部会定例会議事録

日時 令和8年2月27日(金) 午後3時50分

場所 上越市市民プラザ 2階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

〈会議出席者〉

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
16番 清水(増)	20番 篠宮	22番 飯塚
23番 佐藤	24番 松本	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	野島	片桐
高島(真)	笠原	小林	白滝
横田	平野	清水(康)	野村
上原	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪

(2) 農地利用最適化推進委員

高島(信) 荻原

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	副主幹	渡邊
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

16番 清水(増) 23番 佐藤

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第3条許可申請の内容変更について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(清里区)

- 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

## 5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数11人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数15人、欠席推進委員数2人です。</p>
議長	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。議席番号16番 清水(増)委員、議席番号23番 佐藤委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><b>&lt;上越市農業委員会憲章の唱和&gt;</b></p> <p>総会で唱和済</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p> <p>それでは、合併前上越市からです。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号16番から29番の14件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 竹中	<p>農業委員会事務局 竹中です。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p> <p>受理した14件は、いずれも合意による解約でございます。</p> <p>解約後の利用形態としましては、他者へ貸付・貸付予定が3件、他者へ売却が2件、耕作者が購入2件、中間管理機構へ貸付が2件、農地転用が2件、地主耕作が3件であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の14件を承認します。</p> <p>&lt;報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」&gt;</p>
議長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号1番から9番の9件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 竹中	<p>それでは4頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」2件、「資材置場」5件、「駐車場」1件、「敷地拡張」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の9件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8番から20番の13件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 竹中	<p>それでは7頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>最初に番号8番です。</p> <p>こちらは、大字滝寺地内において、労力不足のため農地を手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>場所は畑がまとまってある土地で、譲受人も周辺で耕作していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号9番です。</p> <p>大字下富川地内において、相続したが遠方に居住のため手放したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。</p> <p>こちらすべて一団の優良農地であり、譲受人も周辺で営農していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p>

次に番号 10 番です。

こちらも大字下富川地内において、譲渡人が所有する農地を双方の諸事情により、所有権移転するものであります。

先ほど同様、譲受人は周辺で耕作していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 11 番と 9 ページの番号 16、17、18 番は関連がありますので、まとめて説明します。

いずれも夷浜の周辺農地において、借受人が従前から相対契約で耕作していた農地ではありますが、この度、契約期間の満了に伴い 3 条にて賃貸借権を再設定するものです。譲受人は周辺でも大規模に営農していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 12 番と 13 番ではありますが、こちらは大字岩木地内において、譲渡人、譲受人の双方による農地の交換になります。

双方が所有する近接の農地をそれぞれの集約したいため、交換するものです。

双方とも営農していることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 14 番です。

こちらは大字岡沢地内において、高齢で県外に在住している譲渡人が、自身が所有する農地を整理したいとのことから、親戚筋である譲受人に所有権移転するものであります。譲受人の住所地は東京都となっておりますが、IT 関連のお仕事に従事され、現在は、上越市を拠点にお仕事されており、これまでも同農地の保全等に関わってきたことを踏まえ、今後も従前の耕作者の協力のもと農業に携わっていきたいと意思表示されていることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、番号 15 番です。

こちら大字駒林地内において、借受人が従前から相対契約で耕作していた農地について、この度、契約期間の満了に伴い 3 条にて賃貸借権を再設定するものです。

譲受人は周辺でも大規模に営農していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

次に番号 19 番です。

こちら大字今池地内において、後ほど説明する転用許可とも関連がありますが、農機具用格納庫の建築に際し、設置の対照となる農地について、賃貸借権を設定するものであります。借受人は、現在糸魚川を拠点に営農しておりますが、上越市でも経営規模を拡大するためのものであることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

最後に番号 20 番です。

こちら大字新保古新田地内において、県外在住で管理が困難な譲渡人から、家庭菜園として耕作したいとする譲受人に所有権移転するものであります。

	<p>自宅から車で5分程度の場所であり、耕作可能であることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>(現地確認報告)</p> <p>No.8 高橋、No.9. 10. 20 牧繪 (欠席) No.11. 16. 17. 18 小林 No.12. 13 野島 No.14. 15 白滝 No.19 倉石</p> <p>議長  ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>  (「ありません」の声あり)</p> <p>議長  特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>  議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>  (「異議なし」の声あり)</p> <p>議長  異議なしと認めます。</p> <p>  議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>議長  &lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</p> <p>  次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」番号1番から3番の3件を上程します。</p> <p>  事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局)  それでは11頁をご覧ください。</p> <p>  竹中  議案第2号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。</p> <p>  番号1番であります。大字灰塚地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>  12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>  譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>  申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>  工期は、令和8年4月10日から令和8年10月10日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟で申請面積329㎡、所要面積が329㎡(畑329㎡)、建築面積115.41㎡で建ぺい率は35.08%となり、支障ありません。</p>
--	---

	<p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号 2 番であります、大字今池地内の農地に、「農機具格納庫」を建築するものです。</p> <p>14 頁に位置図、15 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、糸魚川市において農業経営をしている。上越市内でも作業委託を受けるにあたり、農機具の格納庫が必要になり、パイプハウスを建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日、土地利用計画は、申請面積 180 m<sup>2</sup>、所要面積が 180 m<sup>2</sup> (田 180 m<sup>2</sup>)、都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件であり、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号 3 番であります、大字三ツ橋新田地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>16 頁に位置図、17 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は、許可日から令和 8 年 8 月 31 日、土地利用計画は、住宅 1 棟、カーポート 1 棟で申請面積 269 m<sup>2</sup>、所要面積が 389.37 m<sup>2</sup> (畑 269 m<sup>2</sup>、宅地 120.37 m<sup>2</sup>)、建築面積 80.78 m<sup>2</sup> で建ぺい率は 20.75% となり、基準の 22% を満たしませんが、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
篠宮委員	番号 2 番について、200 m <sup>2</sup> 以内の農業用施設の設置となっておりますが、許可が必要になるのですか。
(事務局) 竹中	他人の農地を借りて転用する場合、許可が必要になります。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

<p>議長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請」について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号9番から11番までと利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号103番から209番までの107件を上程します。</p> <p>議案はひとつではありますが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。</p> <p>最初に所有権移転です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 竹中</p>	<p>それでは、18ページをご覧ください。</p> <p>「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転3件について説明いたします。</p> <p>こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、所有権移転するものであります。</p> <p>すべて地域計画内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号9番につきましては、昨年の12月部会において、買入協議をおこない、今般上程するもので、そのほか2件については、通常の売買であります。</p> <p>いずれの案件も一団の優良農地であり、受け手の耕作者につきましても一定規模の耕作を行っていることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号、所有権移転について、原案のとおり決定します。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>同じく議案第3号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号103番から209番までの107件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 竹中</p>	<p>それでは、19ページをご覧ください。</p> <p>「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)」で、権利種別は利用権設定となります。</p> <p>まず、番号103番から195番までの「地域計画区域内」の対象農地について説明します。</p> <p>こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましても、43ページからの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>件数が多いですが、全体の傾向としましては一定程度大規模に営農している法人で、従前の「基盤法相対契約」が更新時期を迎えたことから、中間管理事業により新たに契約更新するものが多い傾向となっております。</p> <p>これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画区域外」であります。</p> <p>ページは70ページをご覧ください。</p> <p>番号196番から、209番までの「地域計画区域外」の農地についてであります。</p> <p>こちらは目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましても、74ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。</p> <p>こちらでも農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p>

	<p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号、利用権設定について、原案のとおり決定します。</p> <p>&lt;議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」&gt;</p>
議長	<p>次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、地域計画区域内11件と地域計画区域外1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 竹中	<p>それでは、77頁をご覧ください。</p> <p>こちら、農用地利用集積等促進計画の利用権移転、耕作者変更であります。</p> <p>まず地域計画区域内であります、番号は32番から42番の11件、次に地域計画区域外は83ページの番号43番の1件となります。</p> <p>こちらの番号は42番ではなく43番となりますので修正ください。</p> <p>申し訳ございません。</p> <p>これらの耕作者変更につきましては、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構をとおして、上段の現在の耕作者から下段の新たな耕作者に利用権を移転するものであります。</p> <p>具体的な対象農地につきましては、地域計画内は80ページから、地域計画区域外は、84ページに記載のとおりです。</p> <p>こちらの案件は自ら法人を設立し、同法人へ耕作者変更するほか、旧耕作者の諸事情により利用権を移転するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p><b>(中郷区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;報告第1号「農地法第3条許可申請の内容変更について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第3条許可申請の内容変更について」、番号7105番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>報告第1号、番号7105番のご説明をいたします。</p> <p>1頁をご覧ください。</p> <p>昨年11月の第8回第一農地部会で、許可の決定をいただきました農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転につきまして、当事者間の都合により「贈与による無償譲渡」から「売買による所有権移転」に変更したとの通知がありましたことをご報告いたします。</p> <p>対価は全6筆8,901㎡に対して10万円であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第3条許可申請の内容変更について」、1件を承認します。</p>
議長	<p><b>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</b></p> <p>次に議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番と7102番の2件を上程します。</p>

<p>(中郷区) 丸山</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>2 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 1 号は、農地の利用権設定に係る許可についてです。</p> <p>別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>最初に番号 7101 番は、高齢で労力不足により規模縮小したいとする貸主と、貸主の知人である譲受人との双方合意の上、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>譲受人は妙高市在住ですが、住所は中郷区に近く、耕作地との距離も約 5 kmほどです。</p> <p>小規模な田 1 枚で、対価は発生せず契約期間も 5 年のため、農地中間管理事業ではなく、農地法第 3 条の許可申請をするものです。</p> <p>全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>次に番号 7102 番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸契約で従前から譲受人が耕作していた農地で、契約期間が満了したため同一人により賃貸借契約をするものです。</p> <p>対価は物納で、契約期間が 3 年のため、農地中間管理事業ではなく、農地法第 3 条の許可申請をするものです。</p> <p>本件も全部効率利用要件並びに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>&lt;議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;</p>

議長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定 7107 番から 7109 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>3 頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 全て地域計画内の対象農地であります。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（板倉区駐在室分の議案）</b></p>
議長	<p>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt; 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7505 番から 7525 番の 21 件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 渡辺	<p>1 ページから 5 ページをご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7505 番から 7525 番の届出書 21 件を受理しましたので報告します。 本件は、いずれも合意による解約であります。</p>

	<p>7505 番から 7524 番は、山越地内で受人の耕作者が離農することに伴う合意解約で 7 ページ以降の一括契約の通りです。</p> <p>7525 番は所有者の希望で、受人への売却を予定しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、21 件を承認します。</p>
議長	<p>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</p> <p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、7503 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 渡辺	<p>それでは、6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 1 号は、針地内において経営規模を縮小したいとする譲渡人から、隣接する農地で耕作している譲受人に無償で譲渡されるものです。</p> <p>全部効率要件ならびに農作業等常時要件等を満たしているものと判断しました。</p> <p>巻末の「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>※現地確認：No31 野村農地利用最適化推進委員</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>&lt;議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」&gt;</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画区域内 34 件と地域計画区域外 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 渡辺</p>	<p>それでは、4 ページから 14 ページをご覧ください。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるもので、今回の対象農地につきましては、15 ページから 20 ページの「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 21 ページをご覧ください。 番号 7542 番、7545 番は「地域計画外」の農地についてであります。目標地図に登載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、22 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。 こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があることの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 20 ページをご覧ください。 7580 番、7581 番は「地域計画外」の農地であります。農振白地の農地であり、対象農地につきましては、21 ページの対象農用地リストに記載のとおりであります。 こちら農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があることの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。  （「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p>&lt;議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」&gt;</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号8101番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1頁をご覧ください。</p> <p>この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 今回の対象農地につきましては、2ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第1号「上越市農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、原案のとおり決定します。</p> <p>&lt;議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」&gt;</p>

議長	<p>次に議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、番号 8102 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>3 頁をご覧ください。</p> <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。</p> <p>具体的な対象農地は 4 頁にある対象農用地リストのとおりです。</p> <p>こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p><b>（名立区駐在室分の議案）</b></p> <p><b>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</b></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番と 9502 番の 2 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>それでは 1 頁をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。</p> <p>受理した 2 件は、いずれも合意による解約です。</p>

<p>議長</p>	<p>どちらの案件も渡人から現在の受人に対して、農地法第3条により贈与するため解約するものです。</p> <p>同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9501番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>それでは2頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>こちらは、名立区折居地内において、県外に居住しているため管理等が困難な譲渡人から、当該農地を現在耕作する譲受人に無償で所有権移転するものです。</p> <p>先ほどの合意解約の関連案件です。</p> <p>なお、冬季積雪により現地確認ができないため、航空写真による確認を行いました。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>確認いただいた名立区の農業委員から補足説明をお願いします。</p> <p>※確認者：松本委員、長野推進員</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 9505 番から 9508 番の 4 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>3 項をご覧ください。</p> <p>それでは、「地域計画区域内」の利用権設定、番号 9505 番、9507 番、9508 番の 3 件、5 項「地域計画区域外」の利用権設定、番号 9506 番の 1 件について説明します。</p> <p>はじめに「地域計画区域内」の対象農地についてです。</p> <p>こちらは、「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、5 項の「地域計画区域外」の農地についてです。</p> <p>番号 9506 番の対象農地については、6 項の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの農地は、「目標地図」に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、「地域計画区域内」の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問あればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。</p>

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長.....

署名委員.....

署名委員.....